

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年3月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス加世田店

南さつま市加世田村原四丁目1番11

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和元年9月24日

### 3 意見の概要

#### (1) 設備機器

定期的に点検を実施し、故障等による騒音・異音の発生を防止すること。

#### (2) 駐車需要の充足等

ア 荷捌き作業車両のアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように徹底させること。

イ 作業をされる方の騒音防止に対する意識を徹底させること。

#### (3) 廃棄物に係る事項

ア 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて対応すること。

イ ごみの排出量を減らし、収集時間を短縮できるように努めること。

ウ 収集業者への騒音抑制の意識を徹底させ、作業時にはアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように指導すること。

#### (4) 騒音の発生に係る事項

ア 来店者へアイドリング禁止の呼びかけを行うこと。

イ 施設内で騒音を発生させることのないように配慮すること。

#### (5) 交通安全への配慮

交通量の増加が予測されることから、当該店舗を利用する人だけでなく、付近を通行する車両、歩行者の安全が確保できるよう万全の措置を講じること。

#### (6) その他

関係法令を遵守するとともに、周辺住民等から苦情があった場合には、早急に改善措置を講ずること。